

令和 8 年度 清須市成年後見支援センター事業計画

【事業目標】

(1) 成年後見支援センターの環境整備

市民が早い段階から相談窓口につながり、積極的な広報・啓発活動を通して、適切な権利擁護支援が受けられる環境を整備します。

(2) 専門職との連携体制の強化

地域の様々な専門職と顔の見える関係を作り、権利擁護支援が必要な方が地域で安心して生活できるよう、意思決定支援・身上保護を重視した支援体制を構築します。

(3) エンディングサポート（身元保証・葬送支援等）に関する調査研究の実施

身寄りのない方が地域で安心して生活できるよう、エンディングサポート事業に関する調査を基に課題を整理します。

(4) 法人後見事業に関する動向調査の実施

利用者の増加に伴う担い手確保、長期化が想定される利用者への対応、支援困難な事案への対応等の課題解決に向け、法人後見事業の動向調査・課題把握を行います。

【事業計画】

1. 広報・啓発業務

潜在的な相談や、複合的な課題に埋もれていた権利侵害などが早期に発見され、相談窓口につながるよう、清須市成年後見支援センターの広報と、権利擁護支援に関する啓発を市民や関係者に行います。

- 広報誌への掲載による清須市成年後見支援センターの案内実施
(清須市広報、社協だより、SNS 等)
- 清須市成年後見支援センターリーフレットの見直し、再発行
- 民協、自立支援協議会等の関係機関・団体、事業所等への広報の実施
- ブロック社協、寿会等への福祉学習会による広報・啓発の実施
- 関係団体向けに成年後見制度にかかる研修会の実施

2. 成年後見制度に関する相談業務

早期の段階から成年後見制度等の相談に対応でき、状況に応じて適切な支援に結び付けることができる相談支援体制の整備を図ります。

- 来所・電話・訪問等の相談への対応（随時）
- 清須市役所、清須市地域包括支援センター、障がい者サポートセンター清須等

- 関係機関との連携を通じた、対象者への早期アプローチの実施（随時）
- 職員の資質向上のための研修の実施（随時）

3. 成年後見制度利用促進業務

成年後見制度の利用にメリットを感じ、必要なタイミングで適切な支援が受けられる体制の整備を図ります。また、日常生活自立支援事業を始めとした権利擁護支援を既に受けている方に対し、状況の変化に応じて成年後見制度への移行が適切に行えるよう、協議の場づくりを進めます。

- 支援検討会議による困難ケースの協議、受任者調整等の実施（隔月開催）
- 家庭裁判所、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会との連携（随時）
- 日常生活自立支援事業からの移行支援や、後見申し立てのタイミング等について協議の場づくりの推進（随時）
- 法人後見事業の先進地団体の動向調査、課題把握

4. 後見人支援業務

親族後見人や市民後見人等からの日常的な相談に応じると共に、後見人を含めたチームによる連携を強化することで、意思決定支援と身上保護を重視した後見活動の支援と、制度の理解不足から来る不正事案の防止を図ります。

- 親族後見人等への相談支援（随時）
- チーム会議による、意思決定支援を重視した後見活動の支援（随時）
- 家庭裁判所との連携（随時）

5. その他

センター職員は会議、研修会等へ参加し、市と情報共有を図るとともに、研修会へ参加し資質向上に努めます。

また、身寄りのない方が安心して地域で生活できるよう、身元保証・葬送支援等の関連する取組について調査研究を行います。

- 市が主催する定例会・協議会等への出席（随時）
- 職員の資質向上のための各種研修会への参加（随時）
- エンディングサポート事業に関する調査を基に市民向けのセミナー開催とアンケートの実施
- 2市1町の広域連携体制を構築するため、情報共有会の開催